報告第38号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分第25号

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分する。

令和7年10月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

高崎自然の森施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

- 1 事故発生の日時令和7年7月29日 午前7時30分頃
- 2 事故発生の場所 つくば市高崎1053番地1地先(高崎自然の森内)
- 3 相手方
  - (1) 住所 つくば市■■■■■■■■■
  - (2) 氏名 ■■ ■
- 4 事故の概要

相手方が高崎自然の森内の道路を歩行していたところ、枯れ枝が落下し、頭部 と右手を負傷させたもの 5 損害賠償額 金65,129円

## 6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金65,129円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。